


| | |
|---|--|
|  | 国および都の方針を受けて 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更 |
| と き | 4月24日（土）決定 |
| と ころ | 練馬区役所（豊玉北6-12-1） |
| <p>新型コロナウイルスの急速な感染拡大に対応するため、国は4月23日、東京都、京都府、大阪府、兵庫県を対象に、4月25日から5月11日までを期間とする緊急事態宣言を発出した。都知事は同日、人流の抑制を最優先とした緊急事態措置を発表した。</p> <p>区は、国および都の方針を受けて、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、4月25日から5月11日まで対応する。5月12日以降の対応は、別途決定する。</p> | |

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和3年4月24日付け）

別添のとおり

【基本的な考え方】

- (1) 区民の皆様に、日中も含めた不要不急の外出は控えるようお願いする。午後8時以降の外出、混雑している場所や時間での行動、都道府県間の移動を、控えるようお願いする。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えるようお願いする。
- (2) 区内の酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等には休業、それ以外の飲食店等については、営業時間の短縮をお願いする。また、引き続き業種別ガイドラインの遵守をお願いする。

【主な区立施設等の対応】

| 対応 | 種別 | 施設名等 |
|----------|------------|---|
| 運営を継続 | 子どもの施設 | 保育所等保育施設、幼稚園、びよびよ（子育てのひろば）、小中学校、児童館、学童クラブ |
| | 高齢者・障害者の施設 | デイサービスセンター 福祉園・福祉作業所など障害者福祉施設 |
| 4/25から休館 | 高齢者の施設 | 敬老館、はつらつセンター |
| | 文化・生涯学習施設 | 練馬文化センター（※）、美術館、図書館など |
| | スポーツ施設 | 体育館、運動場、庭球場など |
| | 集会施設 | 地区区民館、地域集会所など |

※練馬文化センター、大泉学園ホール、生涯学習センターのホールの無観客利用を除く

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 安全安心係

電話 03-5984-1027